

普通預金口座を対象とした「未利用口座管理手数料」の導入
一定金額未満の普通預金口座解約手続きにおける「印鑑不要化」の実施

当行では、2020年10月1日（木）以降に開設した普通預金口座を対象に、「未利用口座管理手数料」を導入します。あわせて、対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、自動解約となる取扱を開始するとともに、残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きにおける印鑑の不要化を実施します。これに伴い、普通預金規定等の改定を行いますのでお知らせいたします。

1. 目的

- 長期間利用のない口座が不正利用されるなど、お客さまの被害防止の観点から導入します。
- また、当行では、お客さまに口座利用にかかる最低限のコストをご負担いただくことで、金融サービスの維持と向上に取り組みます。

2. 「未利用口座管理手数料」について

| | |
|--------------------|--|
| 対象口座 | 2020年10月1日以降に開設された普通預金のうち、お預け入れやお引き出し、口座振替等の利用が2年以上ない口座が対象となります。ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象外です。 <ul style="list-style-type: none">・預金残高1万円以上の普通預金口座・同一支店でのお借入残高が1円以上・同一支店での預り資産（定期預金、公共債、投資信託等）取引が1円以上 |
| 手数料金額 | 年間1,320円（税込） |
| 未利用口座に対する取扱 | (1)本手数料の対象口座となった場合、お客さまの届出住所等へ通知を発送します。 (2)通知の発送後、一定期間（約3カ月）を経過してもご利用もしくはご解約がない場合、当該口座から本手数料を引き落とします。 (3)残高不足により、本手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を引き落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。 |

3. 残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

- 従来、普通預金口座の解約手続きには、所定の解約依頼書への届出印の押印が必要でした。2020年8月3日（月）から、個人のお客さまを対象に、残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きにおいては、運転免許証等の本人確認資料を提示いただくことで解約できることとし、お客さまの手続きの簡素化を図ります。